

八ッ場ダム住民訴訟通信-100

2014年8月8日発行

伊方原発最高裁判決「行政にこそ立証責任がある」

原告の訴えに無言で逃げ切った被告(行政)。その被告を勝たせる八ッ場裁判に一石。

7月26日、統一弁護士会議の冒頭、高橋利明弁護士団長が口をきりました。「他の行政訴訟と同様に、八ッ場ダム訴訟の公金支出の差止め請求でも、裁判所は訴えた原告の側に立証責任があると、これが訴訟上の大きな壁となっていたが、伊方原発最高裁判決は、これとはまったく違う判断をしている」その伊方原発最高裁判決とは…。

伊方原発最高裁判決(要旨抜粋)：被告行政庁がした判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全性審査に関する資料を全て被告行政庁が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程など、被告行政庁の判断に不合理な点がないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合は、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。※1992年10月29日判決。

高橋弁護士団長の主張はこうなります。

八ッ場ダム裁判においても、利根川の基本高水の計算基準、八ッ場ダム事業計画の基本資料などは、全て行政庁が保持している。しかも専門性の高さは原発問題に匹敵する。原告の側は、情報公開請求をもって資料を分析、不合理性を追及してきたが、被告行政庁(都県)は自らの主張、判断が合理的であるとの立証を何らしていない。

例えば茨城裁判でいいますと。

- 1 利根川治水のすべてを握る国土交通省の裁判参加要請を東京高裁は却下。
- 2 証人尋問では、利根川河川整備計画の責任者である山田邦博(関東地整河川部長)、荒川泰二(同河川計画課長)、茨城県の治水責任者小野寺誠一(県土木部長)、基本高水22000トン/秒を追認した日本学術会議の小池俊雄分科会委員長などの呼び出しを却下。
- 3 嶋津、古沢証人の「水余り」証言に対し、被告側は反対尋問を放棄。
- 4 地すべりの危険性を現地での確認を求める「検証申立書」を却下。
- 5 二転三転する基本高水計算の調査嘱託申立書の却下。
- 6 上記のように原告の主張に対しまともに答えない被告に釈明を求める「求釈明」の却下。
求釈明の内容は、八ッ場ダムの治水効果が茨城県にとって著しい利益があるとは具体的にどんなものか。利根川の基本高水22000トンの洪水は、八斗島で17000トン流れるとするが、八ッ場ダムによる水位低減効果は古河、取手、潮来、神栖で何cmか、など。

思えば、最終弁論の場で坂本弁護士は裁判官に“釘を刺して”いました…。

坂本弁護士陳述要約：…しかし、裁判所は、これらの調査嘱託及び証人申請をいずれも不採用とした。裁判所がそれら控訴人らが行おうとした立証活動を不必要であると判断し

たということは、そのような立証活動を行わなくても、控訴人らの主張する事実はずでに提出された証拠から十分に立証されているものという判断がなされた、ということである。住民訴訟においては、裁判所によって、原告住民らが申請した証人を採用もせず、原告住民らの主張を認めるに足りる証拠はない、などという判断が往々にしてなされることがあるが、そのような訴訟指揮を行うことは、裁判所にとっては当たり前のことなのかもしれないが、裁判所というものは公平適正な裁判を行ってくれるものだと信じている多くの国民の期待と信頼を裏切ることになるであろう。行政訴訟に裁判員裁判制度が導入されたならば、このような判断を行うことはなくなるものと思われる。

結局、裁判所は被告側に立証を求めないばかりか、原告側の求めを却下することで被告をかばい、真実を闇に葬ったまま、行政権力と行政権力が選んだ審議会、日本学術会議などの権威を盲目的に信ずるよう自らを戒め、あるいは威を借りて原告を嘲笑するかのよう判決をくだしました。

その判決はご存じ：「当該支出が違法であるというためには…納付通知に重大かつ明白な違法ないし瑕疵があり、又は外形上一見して看取できる違法ないし瑕疵があることが認められる必要がある」として、納付通知が無効でない限り黙って払えというものでした。つま

り事実関係から判断したら、被告行政の不合理があからさまになることを恐れ、納付通知と支払行為という極めて狭い範囲に判断基準を定め、行政にひれ伏したのです。

伊方原発最高裁判決の在り方こそ

住民訴訟をただの“ガス抜き”に終わらせない「憲法に忠実」な裁判です。

行政のある行為の取り消しを住民が求めた場合、訴えた住民の側がその不合理性を立証するのは一見妥当のように思われますが、子供の喧嘩だって双方の言い分を聞きます。

住民(行政)訴訟は、どんな場合でも行政の側が全てのデータを持っています。まして八ッ場ダム住民訴訟は、利根川流域の降雨データ、基本高水計算をした時に用いた降雨パターン、雨の流出パターン、費用対効果計算に用いた氾濫の根拠など、国は膨大な専門的データを握っています。私たちは情報公開請求によりこつこつとデータを集め分析、あるいは専門家、学者の意見をいただき、あるいは現地の調査を重ねて行政の不合理性を立証してきました。裁判を公正に行おうとするならば、行政の側に反論させなければならない筈のものです。見方を変えれば、行政の側にとっても公正な裁判とはいえません。

伊方判決は「被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合は、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである」と踏み込んでいるのです。

私たちは、上告受理申立理由書の補充書面として最高裁に行政側の立証責任を訴えます。

第10回八ッ場ダムをストップさせる茨城の会総会

日程決定:12月21日(日)午後1時30分
場所:取手市の公的施設(9月に入って決定します)
宜しくご予定にお組み入れください。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛 柏村忠志
事務局:神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯:090-4527-7768